

(公印省略)

大交企第926号

令和2年12月17日

生活環境部生活環境企画課長 殿  
(大分県交通安全推進協議会幹事長)

警察本部交通部交通企画課長  
(大分県交通安全推進協議会幹事)

歩行者優先と正しい横断の徹底に向けた取組の協力について（依頼）  
時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、交通安全対策を始め、警察業務各般にわたり格別の御支援と御協力を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、本年は、貴協議会を構成する各団体の御尽力もあり、交通事故発生件数、負傷者数は前年対比で減少しているところであります。

しかしながら、死者数については、昨日現在で41人と前年対比で増加しており、とりわけ、歩行者が犠牲となる交通事故が後を絶たず、過去5年間をみると、交通事故死者数に占める歩行中死者の割合は約4割、そのうち道路横断中死者は約8割を占めており、交通死亡事故の更なる抑止を図るためには、歩行者事故抑止に係る、より一層の対策が必要であります。

県警察としては、歩行者の交通事故防止対策として、歩行者に対して基本的な交通ルールの周知や自らの安全を守るため、

- 手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えること
- 安全を確認してから横断を始めること
- 横断中も周りに気を付けること
- 交通マナーを守り、スムーズな横断に努めること

等の具体的な交通行動について、学校教育現場をはじめ、あらゆる年代に対する交通安全教育等の機会を通じて、継続強化を図ることとしています。

つきましては、貴協議会加盟団体等に対して、上記歩行者の具体的な交通行動について、あらゆる機会を通じた広報啓発等により、交通事故防止対策の徹底を周知していただきますようお願い申し上げます。

担当：警察本部交通企画課安全係

TEL 097-536-2131(内線5043)